

北九州市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北九州市人権行政指針の理念に基づき、市民一人ひとりが互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会を目指すことを目的とする北九州市パートナーシップ宣誓制度の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し、又はすることを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する二人の関係をいう。

2 この要綱において「宣誓」とは、二人の関係がパートナーシップであることを当該二人が市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第 3 条 宣誓をする者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならないものとする。

- (1) 民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有しているか又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。
- (4) 双方の関係が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(宣誓の方法)

第 4 条 宣誓をする者は、市職員の面前で自らパートナーシップ宣誓書（様式第 1 号。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップ宣誓に関する確認書（様式第 2 号）に所定の事項を記入し、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 宣誓時において双方が市内に住所を有していない場合にあっては、前号に掲げる書類に代えて市内への転入を予定していることを疎明するに足りる資料

(3) 自身が独身であることを証明する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をする者は、宣誓する日時等については、あらかじめ市と調整の上、市の了解を得なければならない。

3 宣誓をする者は、宣誓をする者の一方又は双方が宣誓書に自署することができないときは、市職員の立会いの下、当該市職員が適当と認める者に代筆させることができる。

4 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他前各号に準ずるものとして市長が必要と認める書類

(受領証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により宣誓がされた場合において、第3条の要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）を交付するものとする。

(宣誓における配慮)

第6条 宣誓をする者は、市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書において通称名を使用することができる。

2 宣誓をする者の一方又は双方に子がいる場合であって、受領証に当該子の氏名の記載を希望するときは、当該子との関係性を確認できる書類を提出することで、記載することができる。

(宣誓事項の変更)

第7条 受領証の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、宣誓時において宣誓書に記載した事項に変更があった場合（第9条の規定により受領証を返還する場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第4号。以下「変更届」という。）に

変更内容が確認できる書類及び受領証を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、受領証の記載事項に変更後の内容に基づく受領証を交付するものとする。

(受領証の再交付)

第8条 受領者は、当該受領証を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第5号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証の再交付を申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出があったときは、第4条第1項の規定により宣誓書が提出されてから10年の間は、受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第6号)に受領証を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 受領者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 受領者のいずれかが死亡したとき。
- (3) 受領者の双方が市内に住所を有しなくなったとき(第10条に定める場合を除く。)
- (4) 受領者の一方又は双方が第3条第3号に該当しなくなったとき。
- (5) 第3条第4号に該当しなくなったとき。
- (6) 宣誓書を提出した時点において、受領者の一方又は双方が第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。
- (7) 受領者が受領証の返還を希望するとき。

(自治体間での相互利用)

第10条 宣誓者が、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書(様式第7号)を提出したときは、継続して本市が交付した受領証を使用することができる。

- 2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証(継続使用の手続がされたものに限る。)を、本市において継続して使用するこ

とができる。

- 3 第1項の規定により継続して受領証を使用している者が、前条各号（ただし、第3号を除く。）に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証を本市に返還するものとする。
- 4 第1項の規定により継続している受領証の再交付については、第8条の規定を準用する。

（補足）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成31年7月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。